

☆外国人住民の方の登録できない印鑑について

●住民票は、在留カードに記載されている情報どおりに登録しております。そのため、原則、住民票に登録のない氏名では登録できません。

例 在留カードにはアルファベットの氏名のみ記載されている方が、漢字の印鑑で登録することは×

●カタカナの印鑑で登録を希望する際、**「カタカナ表記」の手続きが必要**となります。

※カタカナで印鑑登録できる方は、アルファベット圏の方のみになります。そのため、漢字圏(例:中国、韓国)の方については、カタカナでの登録はできません。

●なお、**氏名の表記に関わらず登録できない印鑑があります**。詳細は、「登録できない印鑑について」(PDF ファイル)をご参照ください。

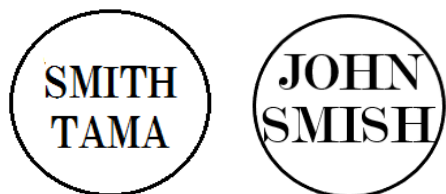
例 住民票の氏名が「TAMA (Last) JOHN(First) SMITH (Middle)」、
通称名が「多摩 ジョン」で、氏名のカタカナ表記が「タマ ジョン スミス」

- ① ラストネームとミドルネームのみ、またはファーストネームとミドルネームのみの印鑑
- ② ミドルネームのみの印鑑
- ③ イニシャルのみの印鑑
- ④ ミドルネームは全部あるが、ファーストネーム、ラストネームがイニシャルになっている印鑑
- ⑤ 氏または名の一部のみの印鑑
- ⑥ 氏名と通称を組み合わせた印鑑(氏名とカタカナ表記、通称名とカタカナ表記の組合せも不可)

※ミドルネームを登録する場合、以下の条件が必要になります。

- ・ラストネーム(L)・ファーストネーム(F) **双方が印影にあること**。
- ・ラストネーム(L)・ファーストネーム(F)の**どちらかが、必ずフルネームで入っていること**。

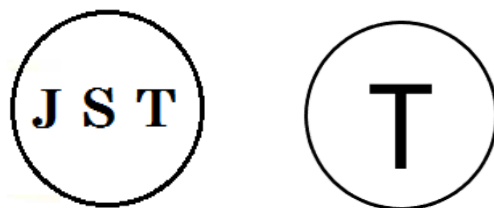
① ラストネームとミドルネームのみ、またはファーストネームとミドルネームのみの印鑑



② ミドルネームのみの印鑑



③ イニシャルのみの印鑑



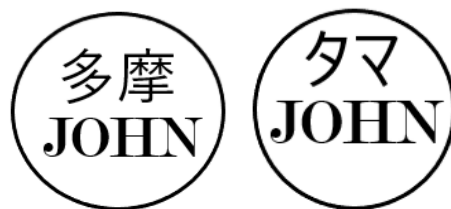
④ ミドルネームは全部あるが、ファーストネーム、ラストネームがイニシャルになっている印鑑



⑤ 氏または名の一部のみの印鑑



⑥ 氏名と通称を組み合わせた印鑑(氏名とカタカナ表記、通称名とカタカナ表記の組合せも不可)



例 住民票上の氏名が「張 長春」(旅券上や旧外登証上は「张 长春」)で、通称が「多摩 太郎」

※なお、アルファベットでの印鑑登録については上記の例をご参照ください。

- ① 氏名と通称を組み合わせた印鑑
- ② 登録されていない文字を刻印した印鑑
- ③ 氏または名の一部を組み合わせて刻印した印鑑

① 氏名と通称を組み合わせた印鑑



② 登録されていない文字を刻印した印鑑



③ 氏または名の一部を組み合わせて刻印した印鑑



※ あくまで、登録できない印鑑の一部具体例となります。詳細については、下記までお問い合わせ願います。

<お問い合わせ先>

多摩市役所市民課 住民記録担当 042-375-8111 (内線2344、2345)